ID:　169

担当部署:　企画部 市長公室 市民参画・協働推進課

処分の概要	使用許可の取消し等
例　規　名 **根 拠 条 項**	芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例　第7条(第12条第3項において準用する場合を含む。)
例 規 番 号	昭和40年条例第14号

【根拠条文】

(使用許可の取消し等)

第7条　市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは退去を命ずることができる。

(1)　第5条各号のいずれかに掲げる事由が発生したとき。

(2)　この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき。

(管理の代行等)

第12条　市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、集会所の管理を指定管理者に行わせることができる。

2　前項の規定により、指定管理者に集会所の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1)　集会所の使用の許可に関する業務

(2)　集会所の運営に関する業務

(3)　集会所の施設、設備等の維持管理に関する業務

(4)　前3号に掲げるもののほか、集会所の運営又は維持管理上市長が特に必要があると認める業務

3　第3条第3項、第5条、第7条、第10条及び第11条の規定は、第1項の規定により、指定管理者に集会所の管理を行わせる場合に準用する。この場合において、第3条第3項中「市長は、特別の理由があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」と、第5条及び第7条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第10条(見出しを含む。)及び第11条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長は、特別の理由があると認めるときは」とあるのは、「指定管理者は、市長が定めた基準に従い」と読み替えるものとする。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設 定 年 月 日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日